## 令和 5 年度 第 217 回佐用町農業委員会会議録

令和 5 年 6 月 21 日，午前 9 時 30 分 佐用町役場西館防災会議室 にて召集した。
1．農業委員の出席は次のとおりです。

|  | 2 番 山本 孝行 | 3 番 | 蔭山 武喜 |
| ---: | ---: | ---: | :--- |
| 4 番 大谷 明 |  | 6 番 福田 範康 |  |
| 7 番 竹内 辰已 | 8 番 間嶋 義弘 | 9 番 松岡 英雄 |  |
| 10 番 福原 正幸 | 11 番 金谷 隆志 |  |  |
| 13 番 古川 由美 |  |  |  |

2．農業委員の欠席は次のとおりです。

| 5 番 安本 隆己 |  |  |
| :--- | :--- | :--- |
|  |  |  |
|  |  |  |

3．農地利用最適化推進委員及び事務局の出席は次のとおりです。

|  | 2 番 藤本 浩 | 3 番 横山 隆夫 |
| :---: | :---: | :---: |
| 4 番 梅本 正見 | 5 番 陰山 哲博 | 6 番 高本 耕作 |
|  | 8 番 柿本 美満夫 |  |
| 10 番 柿本 美満夫 | 11 番 谷口 茂博 |  |
| 事務局長 井土 達也 | 事務局 押田 晃英 | 事務局 波戸 祐太 |

4．会議案件は次のとおりです。
（1）会議録署名委員指名
（2）報告第1号 農地法第18条第6項の合意解約について
（3）議案第1号 農地法第3条の許可申請について
（4）議案第 2 号 非農地証明の交付申請について
（5）議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

5．会議の顛末は次のとおりです。

事 務 局 開会に先立ちまして，花井委員がご逝去されましたので，会長からわ意と黙㤽を お願いいたします。
議 長（福田会長）（花井委員に対する円意と黙祷）
なお，委員に欠員が生じた場合の補充は，定数の3分の1を下回った場合には行 わなければならないとされております。任期は今年度で終了しますので，今回は補充を行わず，現委員で花井委員の地区を分担いただくことを提案しますがいか

がでしょうか。
委 員（異議なし）
事 務 局 三日月地域は花井委員と金谷委員で担当いただいておりましたが，件数が比較的少ない地域でありますので，金谷委員に三日月地域全域を担当いただきたいと考えております。いかがでしょうか。
金谷 委員 わかりました。
議 長 ありがとうございます。それでは委員の皆様，花井委員の担当地区については金谷委員に担当いただくということでご異議ございませんか。
委 員（異議なし）
議 長 それでは，金谷委員よろしくお願いいたします。もし件数が多くて対応が難しい などの場合は，事務局や他の委員で分担するよう便宜を図ります。
改めまして，ただ今から 佐用町農業委員会第 2 1 7 回 6月定例会を開催いた します。本日の欠席委員は 5 番安本委員です。したがって，ただ今の出席委員数 は，10名でありますので，農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に より，会議は成立しております。
次に，佐用町農業委員会会議規則第12条1項の規定に基づき，署名委員を指名 させていただきます。 1 0 番福原委員と 1 1 番金谷委員にお願いいたします。 それでは，ただ今から議事に入ります。報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を議題といたします。事務局より説明を願います。
事 務 局 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について 農地法第 18 条第 6 項及び農地法施行規則第 68 条の規定により，下記の届出について受理したこと をここに報告する。令和5年6月21日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」 （議案第 1 号，議案書をもとに朗読）
議長 ただ今，事務局より報告がありました。船越で農業の事業をされていた法人が撤退されるようですが，担当地区の福原委員からなにかありますか。
福原 委員 まとめてできるような農地は無く，地元は助かっていたように思います。
議 長 胃場整備はしていないようですが，農用地内がほとんどですね。すごい面積が荒 れてしまいます。
福原 委員 収益があがるような農地ではなく，以前から慈善事業ではないかと思っていまし た。
議 長 事務局からも地元の自治会長や農会長へ，地権者がきちんと管理するように伝え てください。福原委員も地元委員として相談を受けたりしてあげてください。 ほかに意見等ございませんか。
員（ありません）
委
長 意見等が無いようですので，承認してよろしいですか。
員（はい）
議 長 それでは，報告第 1 号の案件につきましては，承認されました。次に議案第 1 号

「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を願います。
事 務 局 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について 農地法第 3 条の規定 により，下記農地の申請があったので意見を求める。令和 5 年 6 月 21 日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」
（議案第 1 号，議案書をもとに朗読）
議

山本 委員 議席番号 2 番の山本です。議案第 1 号 1 番の案件について説明します。資料は 1 ページからです。現地確認は 6 月 13 日 16 時から事務局の押田さん，波戸さん，譲受人と私で行いました。申請場所は地図にありますように，県道力万宮原線を幕山郵便局から西に 1 km 進んだ本郷集落にあります。譲受人は田舎暮らしがした いと令和 2 年に空き家を購入し移住されました。申請地は空き家の持ち主の所有 です。借りて野菜を育てていました。この度下限面積が撤廃されたことで申請と なりました。 2 筆で $413 \mathrm{~m}^{2}$ です。 3 条許可基準に関する事項ですが， 1 号は全ての農地を耕作しており問題ありません。 2 号は個人ですので問題ありません。 3 号は信託ではないため問題ありません。 4 号は年間 290 日農業に従事されるため問題 ありません。 5 号は登記簿のとおり問題ありません。 6 号は地域の出役にも参加さ れているため問題ありません。以上，第 3 条第 2 項の各号にはいずれも該当せず，問題となるようなこともありません。以上を踏まえまして，本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長 審議に入ります。 1 番の案件につきまして，何かご意見質疑ございませんか。
委 員（ありません）
議 長 意見等が無いようですので，1番の案件について承認してよろしいですか。
委 員（はい）
議 長 それでは，1番の案件については承認されました。続いて， 2 番から 4 番の案件 につきまして，竹内委員から説明を願います。
竹内 委員 議席番号 7 番の竹内です。議案第 1 号 2 番の案件について説明します。資料は 9 ページからです。現地確認は 6 月 12 日 9 時 30 分から事務局の波戸さんと行政書士の さんと私で行いました。申請場所は地図にありますように，金屋集落の金屋公民館北 50 m に位置しています。申請の経緯ですが，譲渡人は遠方に住んで おられ，十分に管理ができないため，金屋で農業法人を営んでいる譲受人に相談 した結果，譲受人も農地を拡大したいとのことで話がまとまり，今回の申請とな りました。3条許可基準に関する事項ですが，1号は全ての農地を耕作しており問題ありません。2号は個人ですので問題ありません。3号は信託ではないため問題 ありません。 4 号は年間 200 日農業に従事されるため問題ありません。 5 号は登記簿のとおり問題ありません。6 号は地域の出役にも参加されるため問題ありません。

以上，第3条第2項の各号にはいずれも該当せず，問題となるようなこともあり ません。以上を踏まえまして，本案件については許可相当であると考えますので ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続いて，議案第 1 号 3 番の案件について説明します。資料は 13 ページからです。現地確認は 6 月 12 日 9 時 50 分から事務局の波戸さんと行政書士の さんと私 で行いました。申請場所は地図にありますように，国道175号線宝官集落の，譲受人宅の東隣に位置します。申請の経緯ですが，譲渡人は農地を十分に管理がで きないため，以前から譲受人が農地を借りてブルーベリーや季節野菜を栽培し，農協や道の駅に出荷していましたが，譲渡人も高齢となり，譲受人に相談した結果，譲受人も申請地が自宅の隣であり，農地を拡大したいとのことで話がまとま り，今回の申請となりました。3条許可基準に関する事項ですが，1号は全ての農地を耕作しており問題ありません。2号は個人ですので問題ありません。3号は信託ではないため問題ありません。 4 号は年間 150 日農業に従事されるため問題あ りません。5号は登記簿のとおり問題ありません。6号は地域の出役にも参加され るため問題ありません。以上，第 3 条第 2 項の各号にはいずれも該当せず，問題 となるようなこともありません。以上を踏まえまして，本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

続いて，議案第 1 号 4 番の案件について説明します。資料は 17 ページからです。現地確認は 6 月 13 日 14 時 50 分から事務局の押田さん，波戸さんと行政書士の さんと私で行いました。申請場所は地図にありますように，国道 373 号線の中上月より仁位橋を渡り東 100 m ほどの山際にあります。申請の経緯ですが，譲渡人は空き家バンクに登録して土地，建物全てを譲受人が購入す ることになり，手続きを進めていましたが，今回申請地のみ手続きが未了であっ たことが判明し，今回の申請となりました。3 条許可基準に関する事項ですが，1号は問題ありません。2号は個人ですので問題ありません。3号は信託ではないた め問題ありません。 4 号， 5 号も問題ありません。 6 号は地域の出役にも参加され るため問題ありません。以上，第 3 条第 2 項の各号にはいずれも該当せず，問題 となるようなこともありません。以上を踏まえまして，本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

長 審議については 1 件ずつ行います。 2 番の案件につきまして，何かご意見質疑ご ざいませんか。

員（ありません）
長 意見等が無いようですので，2番の案件について承認してよろしいですか。
員（はい）
長 それでは，2番の案件については承認されました。続いて， 3 番の案件につきま して，何かご意見質疑ございませんか。

員（ありません）

議

委
議 長 それでは3番の案件については承認されました。続いて，4番の案件につきまし て，何かご意見質疑ございませんか。
員（ありません）
議
委
議

福原 委員 議席番号 10 番の福原です。議案第 1 号 5 番の案件について説明します。資料は 21 ページからです。現地確認は 6 月 12 日 10 時 45 分から事務局の波戸さん，行政書士の さんと私で行いました。申請場所は資料 22 ページにありますように，県道中三河佐用線の小松原橋手前の農道を川上側へ入った右側にあります。申請 の経緯ですが，譲受人は令和 4 年 8 月に隣接地に住宅を新築されましたが，家庭菜園場が欲しく譲渡人に相談したところ，申請地は以前より譲受人の父が管理し ていたため話がまとまり，今回の申請となりました。3条許可基準に関する事項で すが，1号は家庭菜園をされるので問題ありません。2号は個人ですので問題あり ません。3号は信託ではないため問題ありません。 4 号は夫婦で年間 60 日農業に従事される計画が出ています。 5 号は登記簿のとおり問題ありません。 6 号は地域 の出役にも参加されるため問題ありません。以上，第3条第2項の各号にはいず れも該当せず，問題となるようなこともありません。以上を踏まえまして，本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたし ます。
長 審議に入ります。 5 番の案件につきまして，何かご意見質疑ございませんか。
委
員（ありません）
議 長 意見等が無いようですので， 5 番の案件について承認してよろしいですか。
委 員（はい）
議 長 それでは，5番の案件については承認されました。次に議案第2号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。事務局より説明を願います。
事 務 局 議案第 2 号「非農地証明交付申請の承認について 下記農地について，非農地証明の交付申請があったので審議を求める。令和5年6月21日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」
（議案第2号，議案書をもとに朗読）
議 長 ただ今，事務局の説明が終わりました。続いて 1 番の案件につきまして，安本委員が欠席ですので，大谷委員より説明を願います。
大谷 委員 議席番号 5 番の安本です。議案第 2 号 1 番の案件について説明します。資料は 2 6 ページからです。現地地確認は 6 月 6日 10 時から，事務局の押田さん，波戸

さん，申請者の】さんと私で行いました。申請場所は資料にありますように，平福の三叉路を東へ進み，海内の若杉館の周辺に位置しています。申請の経緯で すが，現況が山林になっており，農地への復旧ができないことから登記地目を山林に変更するため申請に至っております。現地の状況ですが，申請地のうち海内 の土地は，昭和 30 代に杉とひのきを植林され，現在は直径 30 センチほどにな っています。桑野の土地は 80 年以上前から耕作放棄され，クヌギの自然林とな っており，直径 50 センチほどになっています。さきほどのことは，非農地証明 の審査基準 3－（2）農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に当 てはまります。このことについては自治会長の証明もあり，また地元の同意書，本人の始末書も添付されており問題ないと思います。以上を踏まえまして，本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたし ます。 しては，担当委員が私ですので，議事進行を山本職務代理にお願いしたいと思い ます。
職務 代理 失礼します。それでは，議事を進行します。 2 番の案件につきまして，福田委員 より説明を願います。

福田 委員 議席番号 6 番の福田です。議案第 2 号 2 番の案件について説明します。資料は 45 ページからです。現地確認は 6 月 13 日 9 時 30 分から事務局の押田さん，波戸さ ん，代理人の ように，国道 179 号線佐用町実栗交差点から県道 240 号線を江川方面へ約 13 km の東中山集落内で岡山県境手前山間の隠れ田のような谷を 200 m から 500 m ほど登ったところにあります。申請の経緯ですが，申請人は亡き父親から相続をしま したが，この度佐用町で行われている山林の引き取り制度を知り，利用するため に本申請に至っています。現地の状況ですが，昭和 57 年ごろ杉の木を植林し，現在は資料 52 ページから 53 ページのとおり山林化していました。さきほどのこと は，非農地証明の審査基準 3－（2）農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に当てはまります。このことについては自治会長の証明もあり，また地元の同意書，本人の始末書も添付されており問題ないと思います。以上を踏ま えまして，本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろし くお願いいたします。
職務 代理 審議に入ります。 2 番の案件につきまして，何かご意見質疑ございませんか。委員（ありません）

職務 代理 意見等が無いようですので，承認してよろしいですか。
委 員（はい）
職務 代理 それでは，2番の案件については承認されました。次の案件からは，会長に議事進行をお願いしたいと思います。
議 長 それでは議事を進行します。続いて，3番の案件につきまして，竹内委員より説明を願います。

竹内 委員 議席番号 7 番の竹内です。議案第 2 号 3 番の案件について説明します。資料は 54 ページからです。現地確認は 6 月 13 日 15 時 30 分から事務局の押田さん，波戸さ ん，申請人と私で行いました。申請場所は地図にありますように，早瀬集落と真盛集落の境で，国道 179 号線沿いにあります。申請の経緯ですが，申請地は非農地状態となり 20 年は経過していませんが，平成 21 年 8 月の大規模水害により農地の水利不良が著しく困難で，農地の管理ができなくなりました。また，災害復旧に伴う残土の埋め立てをしたことにより，農地への復旧が著しく困難な土地に なり，申請に至っております。現地の状況ですが，平成21年8月から何も作れな いまま管理転作として年に数回の管理をしている状態です。さきほどのことは，非農地証明の審査基準 3－（2）農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難 な場合に当てはまります。このことについては自治会長の証明もあり，また地元 の同意書，本人の始末書も添付されており問題ないと思います。以上を踏まえま して，本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長 審議に入ります。 3 番の案件につきまして，何かご意見質疑ございませんか。
大谷 委員 4番の大谷です。申請地含め太陽光を広げられる予定なんでしょうか。
竹内 委員 非農地証明後のことまでは確認していませんが，以前何度も審議いただいた太陽光業者へ，以前申請者から土地を売る話がでていました。

事 務 局 以前 5 条申請で向かいの土地が出ておりましたが，それは隣接の太陽光の資材置場としてでしたので，申請地隣接の太陽光業者とは別の事業者になります。その ため，当該地も連続して太陽光にするとは限らないと思われます。
議
長 いったん休想に入ります。
（5分間の休想）
議 長 それでは審議を再開します。3番の案件について意見•質疑等ございませんか。
委 員（ありません）
議 長 意見等が無いようですので， 3 番の案件について承認してよろしいですか。
委 員（はい）
議 長 それでは， 3 番の案件については承認されました。続いて， 4 番と 5 番の案件に つきまして，松岡委員より説明を願います。
松岡 委員 議席番号 9 番の松岡です。議案第 2 号 4 番の案件について説明します。資料は 62 ページからです。現地確認については 6 月 13 日 14 時 30 分より，事務局の押田さ

ん波戸さん， さんの 5 名で行いました。申請場所は資料にありますように，県道多賀相生線の多賀上々集落を南に抜けた道沿と，更に南に進み丸尾集落を抜け山沿いになります。申請人は，いに在住してお り本土地を相続しましたが，昭和 47 年頃には耕作が放棄され，山林となっており農地への復元は不可能な状態であり，町の山林町有化促進事業に申請すべく今回 の申請に至りました。現況は，写真にもありますが山林化しており立ち入りも難 しいような状態となっております。尚，山林化していた事については自治会長の証明も添付されています。また，申請者の始末書も添付されています。本件は，非農地証明の審査基準の3－（1）農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合，及び審査基準の 4－（1）20 年以上経過し非農地として判断して特段 の影響がない場合 にあてはまります。また，自治会長の同意書も得られており問題ないと思います。以上を踏まえまして，本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

続いて，議案第 2 号 5 番の案件について説明します。資料は 72 ページからです。現地確認については 6 月 13 日 14 時より，事務局の押田さん波戸さん， さんの 5 名で行いました。申請場所は資料にありますよ うに，小山集落の南東の端の山沿いになります。申請人は，いに在住してお り本土地を相続しましたが，昭和50年頃から耕作が放棄され，山林となっており農地への復元は不可能な状態であり今回の申請に至りました。現況は，写真にも ありますが山林化しており立ち入りも難しいような状態となっております。尚，山林化していた事については自治会長の証明も添付されています。また，申請者 の始末書も添付されています。また，申請者の始末書も添付されています。本件 は，非農地証明の審査基準の3－（1）農地に復元するための物理的な条件整備が著 しく困難な場合，及び審査基準の $4-$（1）20 年以上経過し非農地として判断して特段の影響がない場合 にあてはまります。また，自治会長の同意書も得られて おり問題ないと思います。以上を踏まえまして，本案件については許可相当であ ると考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

長 審議については 1 件ずつ行います。 4 番の案件につきまして，何かご意見質疑ご ざいませんか。

員（ありません）
長 意見等が無いようですので， 4 番の案件について承認してよろしいですか。
員（はい）
長 それでは，4番の案件については承認されました。続いて， 5 番の案件につきま して，何かご意見質疑ございませんか。
員（ありません）
長 意見等が無いようですので， 5 番の案件について承認してよろしいですか。
員（はい）

議 長 それでは， 5 番の案件については承認されました。次に，議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたしま す。事務局より説明を願います。
事 務 局 議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認につい て 農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定により，下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。 令和5年6月21日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」
（議案第 3 号，議案書をもとに朗読）
議

委 員（ありません）
議 長 意見等が無いようですので，決定してよろしいですか。
委 員（はい）
議 長 それでは，議案第3号は，原案どおり決定いたします。それでは，本日の議案番議につきましては，以上をもちまして終了いたします。
（午前 10 時 30 分 閉会）

令和 5 年 6 月 21 日
議長
（10）

10 番
©

